強制執行停止の上申書

高松地方裁判所　御中

当事者　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の高松地方裁判所令和　年（　）第　　号債権差押命令申立事件について、債務者が申し立てた破産手続開始申立事件（高松地方裁判所令和　　　　2年（フ）第　　号）において、免責許可の申立てがあり、かつ、破産法216条1項の破産手続廃止の決定があったので、上記差押命令手続を停止されたく上申する。

　なお、債務者は、破産手続開始の申立ての際に、免責許可の申立てをしない旨の意思表示をしていない。

以上

令和　　年　月　　日

　債務者代理人弁護士　金藤邦生

別紙

当事者目録

〒761－0101　香川県高松市春日町774番地　高松春日法律事務所（送達場所）

債務者代理人弁護士　金藤邦生

TEL　087－841－8780

FAX　087－841－8781